

令和 2 年

市議会 3 月定例会議案参考資料

知立市表彰条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第5号、参考資料)

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、知立市が民主的で健全な発展をするために、特に顕著な功労のあった<u>もの</u>の表彰について、必要な事項を定めることを目的とする。 (一般表彰) 第3条 一般表彰は、次の各号のいずれかに該当し、その功績の顕著な<u>もの</u>について、市長が行う。 (1)～(6) 略 (7) <u>納税貯蓄</u>に貢献した者 (8) 治安の維持<u>又は水害</u>、火災その他災害の防護に貢献した者 (9) 略 (10) 篤行者で、特に市民の模範と<u>なるもの</u> (11) <u>本市に多額の寄附をしたもの</u> (12) その他<u>市長が特に表彰すること</u>を適当と認める<u>もの</u> (市政功労者表彰) 第4条 市政功労者表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について市長が行う。 (1) 市長として<u>8年</u>以上在職した者 (2) 市議会議員又は区長として<u>12年</u>以上在職した者 (3) 副市長又は教育長として<u>12年</u>以上在職した者 (4) <u>前3号に掲げる者以外の者で、議会が同意し、又は選挙した者として当該同意又は選挙に係る職に16年以上在職したもの</u> (5) 略 2 前項第1号から<u>第4号</u>までの表彰は、現にその職に在るうちはこれを行わない。	(目的) 第1条 この条例は、知立市が民主的で健全な発展をするために、特に顕著な功労のあった<u>者</u>の表彰について、必要な事項を定めることを目的とする。 (一般表彰) 第3条 一般表彰は、次の各号のいずれかに該当し、その功績の顕著な<u>者</u>について、市長が行う。 (1)～(6) 略 (7) <u>納税及び貯蓄</u>に貢献した者 (8) 治安の維持<u>並びに水</u>、火災その他災害の防護に貢献した者 (9) 略 (10) 篤行者で、特に市民の模範と<u>認められる者</u> (11) その他特に表彰するを適当と認める<u>者</u> (市政功労者表彰) 第4条 市政功労者表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について市長が行う。 (1) 市長として<u>12年</u>以上在職した者 (2) 市議会議員又は区長として<u>16年</u>以上在職した者 (3) 副市長又は教育長として<u>16年</u>以上在職した者 (4) 略 2 前項第1号から<u>第3号</u>までの表彰は、現にその職に在るうちはこれを行わない。 <u>第6条 第4条第1項の規定によるほか、次の各号の採点を加算して50点以</u>

改正後	改正前
(市政功労者の礼遇) <u>第6条</u> 略 (資格の喪失及び停止) <u>第7条</u> 市政功労者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を失う。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2) 略 (委任) <u>第8条</u> 略	<u>上に達した者は、市政功労者表彰の対象者とする。</u> (1) <u>市長の職にあった者</u> <u>1年につき</u> <u>4点</u> (2) <u>市議会議員又は区長の職にあった者</u> <u>1年につき</u> <u>3点</u> (3) <u>副市長又は教育長の職にあった者</u> <u>1年につき</u> <u>3点</u> (4) <u>議会が選任、同意若しくは選挙した者又は消防団長、副団長若しくは分団長</u> <u>1年につき</u> <u>1点</u> (市政功労者の礼遇) <u>第7条</u> 略 (資格の喪失及び停止) <u>第8条</u> 市政功労者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を失う。 (1) <u>禁固</u>以上の刑に処せられたとき。 (2) 略 (委任) <u>第9条</u> 略

知立市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第7号、参考資料)

改正後	改正前
(書面審理) 第6条 略 2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第6条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。 3～5 略	(書面審理) 第6条 略 2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第3条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。 3～5 略

知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(議案第8号、参考資料)

改正後	改正前
<u>令和2年4月1日から令和2年12月23日まで</u> の間における市長の給料月額は、知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和45年知立市条例第36号）第3条第1号の規定にかかわらず、同号に定める額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。	<u>平成31年4月1日から平成32年3月31日まで</u> の間における市長の給料月額は、知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和45年知立市条例第36号）第3条第1号の規定にかかわらず、同号に定める額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

知立市身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第9号、参考資料)

改正後	改正前
(利用者の資格) 第4条 身体障害者福祉センターを利用できる者は、市内に居住する<u>身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害</u>を有する者及びその団体とする。	(利用者の資格) 第4条 身体障害者福祉センターを利用できる者は、市内に居住する<u>身体又は精神に</u>障害を有する者及びその団体とする。

知立市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第10号、参考資料)

改正後						改正前					
別表（第2条－第4条関係）						別表（第2条－第4条関係）					
執行機関	名称	担当事務	委員定数	委員構成	委員任期	執行機関	名称	担当事務	委員定数	委員構成	委員任期
市長	略					市長	略				
	知立市障害者地域自立支援協議会	略					知立市障害者地域自立支援協議会	略			
	知立市地域福祉計画策定委員会	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき地域福祉計画の策定に関し必要な事項を調査審議すること。	15人以内	（1）学識経験を有する者 （2）福祉、医療又は学校教育の関係者 （3）地域団体又は公共的団体を代表する者 （4）関係行政機関の職員 （5）市民	2年						
	略						略				
略						略					

知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案新旧対照表（附則第２項関係）

改正後		改正前	
別表（第２条関係） 支給額		別表（第２条関係） 支給額	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
略		略	
障害者地域自立支援協議会委員		障害者地域自立支援協議会委員	
<u>地域福祉計画策定委員会委員</u>			
略		略	
備考 略		備考 略	

知立市特別保育等の実施に関する条例の一部改正案新旧対照表（第1条関係）

（議案第11号、参考資料）

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この条例は、保育所において行う延長保育の実施、一時保育の実施、休日保育の実施、<u>病児・病後児保育の実施及び預かり保育の実施並びに私的契約児保育の実施</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。 （延長保育の実施） 第2条 略 （<u>預かり保育の実施</u>） <u>第6条 預かり保育の実施は、特別利用保育（法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。）を利用する小学校就学前子どものうち、特別利用保育の保育時間を超えて保育が必要なものについて、規則で定めるところにより行うものとする。</u> （私的契約児保育の実施） 第7条 略 （委任） 第8条 略	（趣旨） 第1条 この条例は、保育所において行う延長保育の実施、一時保育の実施、休日保育の実施<u>及び病児・病後児保育の実施</u>並びに私的契約児保育の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。 （延長保育の実施） 第2条 略 <u>2 前項に定めるもののほか、特別利用保育（法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。）を利用する小学校就学前子どものうち市長が別に定める特別利用保育の保育時間を超えて保育が必要なものについて、規則で定めるところにより行うものとする。</u> （私的契約児保育の実施） 第6条 略 （委任） 第7条 略

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正案新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（法附則第6条第1項の規定による委託費の支払を含む。）に係る教育又は保育を受ける小学校就学前子どもの保護者が負担すべき費用（以下「通常保育料」という。）並びに知立市特別保育等の実施に関する条例（昭和62年知立市条例第5号。以下「特別保育等実施条例」という。）に基づき実施する延長保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育、<u>預かり保育及び私的契約児保育</u>に係る費用の徴収等に関し、必要な事項を定めるものとする。 <u>（預かり保育料の徴収及び額）</u> <u>第8条 市長は、特別保育等実施条例第6条に規定する預かり保育を行ったときは、保護者から預かり保育料を徴収する。</u> <u>2 前項に規定する預かり保育料の額は、1時間につき200円とする。</u> （私的契約児保育料の徴収及び額） <u>第9条 市長は、特別保育等実施条例第7条に規定する私的契約児保育を行ったときは、保護者から私的契約児保育料を徴収する。</u> 2 略 （納入の通知） <u>第10条 市長は、第2条から前条までの規定により徴収する通常保育料、延長保育料、一時保育料、休日保育料、病児・病後児保育料、<u>預かり保育料</u>又は私的契約児保育料（以下「通常保育料等」という。）の額を決定したときは、保護者に通知しなければならない。通常保育料等の額を変更したときも、同様とする。</u> （通常保育料等の納期限） <u>第11条 略</u> （通常保育料の減免）	（趣旨） 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（法附則第6条第1項の規定による委託費の支払を含む。）に係る教育又は保育を受ける小学校就学前子どもの保護者が負担すべき費用（以下「通常保育料」という。）並びに知立市特別保育等の実施に関する条例（昭和62年知立市条例第5号。以下「特別保育等実施条例」という。）に基づき実施する延長保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育<u>及び私的契約児保育</u>に係る費用の徴収等に関し、必要な事項を定めるものとする。 （私的契約児保育料の徴収及び額） <u>第8条 市長は、特別保育等実施条例第6条に規定する私的契約児保育を行ったときは、保護者から私的契約児保育料を徴収する。</u> 2 略 （納入の通知） <u>第9条 市長は、第2条から前条までの規定により徴収する通常保育料、延長保育料、一時保育料、休日保育料、病児・病後児保育料又は私的契約児保育料（以下「通常保育料等」という。）の額を決定したときは、保護者に通知しなければならない。通常保育料等の額を変更したときも、同様とする。</u> （通常保育料等の納期限） <u>第10条 略</u> （通常保育料の減免）

改正後	改正前
<u>第12条</u> 略 (過誤納保育料等の取扱い)	<u>第11条</u> 略 (過誤納保育料等の取扱い)
<u>第13条</u> 略 (委任)	<u>第12条</u> 略 (委任)
<u>第14条</u> 略	<u>第13条</u> 略

知立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(議案第12号、参考資料)

改正後	改正前
(職員) 第9条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したもの<u>（速やかに修了することを予定している者を含む。）</u>でなければならない。 (1)～(10) 略 4・5 略	(職員) 第9条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(10) 略 4・5 略

知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第13号、参考資料)

改正後	改正前
(課税額) 第2条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。 3・4 略 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。 (1)～(3) 略	(課税額) 第2条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。 3・4 略 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。 (1)～(3) 略

限度額引上げによる影響について（今回は医療分のみ引上げ）

限度額		単位：円	
	現状(a)	引上げ後(b)	差(b)-(a)
医療分	580,000	610,000	30,000
後期分	190,000	190,000	0
介護分	160,000	160,000	0
合計	930,000	960,000	30,000

限度超過世帯数

		現状(a)	引上げ後(b)	差(b)-(a)	被保険者数	世帯数
医療分	一般分	104	91	△ 13	11,519	7,516
	退職分	0	0	0	0	0
	全体	104	91	△ 13	11,519	7,516
後期分	一般分	193	193	0	11,519	7,516
	退職分	0	0	0	0	0
	全体	193	193	0	11,519	7,516
介護分	一般分	98	98	0	3,395	2,940
	退職分	0	0	0	0	0
	全体	98	98	0	3,395	2,940

調定見込額

調定見込額		単位：円		
		現状(a)	引上げ後(b)	差(b)-(a)
医療分	一般分	755,378,528	758,306,357	2,927,829
	退職分	0	0	0
	全体	755,378,528	758,306,357	2,927,829
後期分	一般分	331,431,880	331,431,880	0
	退職分	0	0	0
	全体	331,431,880	331,431,880	0
介護分	一般分	112,668,000	112,668,000	0
	退職分	0	0	0
	全体	112,668,000	112,668,000	0
合計	一般分	1,199,478,408	1,202,406,237	2,927,829
	退職分	0	0	0
	全体	1,199,478,408	1,202,406,237	2,927,829

※ 令和元年 10 月末現在の被保険者数、課税所得及び税率を用いて試算



令和 2年 2月12日

知立市長 林 郁夫 様

知立市国民健康保険運営協議会

会 長 竹 本 有 基 

知立市国民健康保険税の改正について（答申）

令和元年5月15日付け知国第30号にて諮問のありましたこのことについて、本協議会で審議した結果を下記のとおり答申します。

記

1 令和元年度税制改正に伴う基礎課税限度額の取扱いについて

（審議結果）

令和2年度課税分より、基礎課税額（医療分）にかかる課税限度額を、58万円から61万円に引き上げることが適当です。

（検討内容）

平成31年3月31日付けで地方税法施行令が改正され、同年4月1日より施行されたことにより、基礎課税額（医療分）にかかる課税限度額が58万円から61万円に引き上げられました。この改正趣旨は、高所得者層に応分の負担を求めることにより、中間所得者層の負担緩和につながるものとしています。

法改正後すみやかに変更の必要があるということから、当市においても法施行1年が過ぎる令和2年度より改正の必要がある、という結論に至りました。

2 国民健康保険税の改正について

（審議結果）

令和2年度の国民健康保険税基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の所得割率については前年同率、被保険者均等割額、世帯別平等割額は前年同額にそれぞれ据え置くことが適当です。

(検討内容)

平成30年4月1日より国民健康保険の制度改正が行われました。これに伴い、税率を「概ね3.7%程度を上限として段階的に引き上げることが適当」とし、当協議会では、課税限度額を引き上げるとしたうえで、令和2年度の税率等に対し、

ア 課税限度額の引き上げ分を含め、3.7%程度引き上げ

イ 課税限度額のみ引き上げて、その他税率等は据え置き
のいずれが適当か審議しました。

当初試算段階で推計した国県からの交付金等の金額が、予定していたより多く配分されたこと。平成30年度の県の国保決算で、剰余金が発生したため、令和2年度からの3年間にわたり納付金算定時に減額することが決まったこと。また、基金を国保会計へ充当することができることなどもあり、平成30年度と31年度の2年間にわたり税額の引き上げを行ったことにより、すでに大きな負担がかかっている被保険者のさらなる負担を軽減するためにも、令和2年度は課税限度額のみ引き上げて、その他税率等は据え置くことが適当、という結論に至りました。

3 附帯意見

平成30年4月1日より国民健康保険の制度改正が行われ、順調に移行できたと報告を受けました。国民健康保険制度は、国民皆保険制度を支える最後の砦です。現在の税率の算定方法は、従来と比較し、知立市の被保険者には大きな負担がかかることとなりました。

今後においても、実績が出た段階で逐次検証を行い、被保険者の負担と国保財政のバランスを考慮しつつ、適切な制度運営に努めてください。

知立市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第14号、参考資料)

改正後				改正前			
別表第3（第2条関係） その他の手数料				別表第3（第2条関係） その他の手数料			
種類	単位	金額	備考	種類	単位	金額	備考
略				略			
印鑑登録証	1枚	200	印鑑登録証（IDカード）を既に取得していて、亡失及び改印の場合	印鑑登録証	1枚	200	印鑑登録証（IDカード）を既に取得していて、亡失及び改印の場合
				<u>個人番号の通知カードの再交付</u>	<u>1枚</u>	<u>500</u>	<u>追記欄の余白がなくなった場合等を除く。</u>
略				略			

知立市印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第15号、参考資料)

改正後	改正前
(印鑑の登録資格) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。 (1) 略 <u>(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u> (登録事項) 第6条 第4条第1項に規定する印鑑登録原票には、印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。 (1)～(4) 略 <u>(5) 略</u> <u>(6) 略</u> (印鑑登録証明書) 第10条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて証明するものとし、あわせて第6条第3号から<u>第6号</u>までに掲げる事項を記載するものとする。 2 略	(印鑑の登録資格) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。 (1) 略 <u>(2) 成年被後見人</u> (登録事項) 第6条 第4条第1項に規定する印鑑登録原票には、印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。 (1)～(4) 略 <u>(5) 男女の別</u> <u>(6) 略</u> <u>(7) 略</u> (印鑑登録証明書) 第10条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて証明するものとし、あわせて第6条第3号から<u>第7号</u>までに掲げる事項を記載するものとする。 2 略

知立市改良住宅条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第16号、参考資料)

改正後	改正前
(入居の手続) 第8条 改良住宅の入居決定者は、決定通知のあった日から10日以内に市長が適当と認める<u>連帯保証人1人</u>との連署により、契約を締結しなければならない。 2 略 (家賃の納付) 第15条 略 2 家賃は毎月<u>末日</u>(月の途中で明渡しの場合は明渡し日)までにその月分を納付しなければならない。 3・4 略	(入居の手続) 第8条 改良住宅の入居決定者は、決定通知のあった日から10日以内に市長が適当と認める<u>保証人</u>の連署により、契約を締結しなければならない。 2 略 (家賃の納付) 第15条 略 2 家賃は毎月<u>10日</u>(月の途中で明渡しの場合は明渡し日)までにその月分を納付しなければならない。 3・4 略

知立市市営住宅条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第17号、参考資料)

改正後	改正前
(住宅入居の手続) 第11条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 (1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人<u>1人</u>との連署する契約書を提出すること。 (2) 略 2 略 3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による契約書に<u>連帯保証人</u>の連署を必要としないこととすることができる。 4～6 略 (家賃の納付) 第17条 略 2 家賃は、毎月<u>末日</u>(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日)までに、その月分を納付しなければならない。 3・4 略 (住宅の明渡請求) 第42条 略 2 略 3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>法定利率</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。	(住宅入居の手続) 第11条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 (1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人<u>2人</u>の連署する契約書を提出すること。 (2) 略 2 略 3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による契約書に<u>保証人</u>の連署を必要としないこととすることができる。 4～6 略 (家賃の納付) 第17条 略 2 家賃は、毎月<u>10日</u>(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日)までに、その月分を納付しなければならない。 3・4 略 (住宅の明渡請求) 第42条 略 2 略 3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>年5分の割合</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

改正後	改正前
4 略	4 略

西三河都市計画事業知立駅周辺土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第18号、参考資料)

改正後	改正前
(清算金の分割徴収又は分割交付) 第24条 略 2 清算金を分割徴収する場合において当該清算金に付すべき利子の利率は、法第103条第4項の規定による換地処分公告が<u>あつた日の翌日</u>における財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定による4年以上5年未満の約定期間に対応する財務大臣が定める利率又は<u>法定利率</u>のいずれか低い率とする。 3～9 略	(清算金の分割徴収又は分割交付) 第24条 略 2 清算金を分割徴収する場合において当該清算金に付すべき利子の利率は、法第103条第4項の規定による換地処分公告の<u>日</u>における財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定による4年以上5年未満の約定期間に対応する財務大臣が定める利率又は<u>年6パーセント</u>のいずれか低い率とする。 3～9 略

知立市水道事業の設置に関する条例の一部改正案新旧対照表（第 1 条関係）

（議案第 1 9 号、参考資料）

改正後	改正前
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第 5 条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の 2 の 2 第 8 項</u>の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第 5 条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の 2 第 8 項</u>の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

知立市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正案新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議案第 2 0 号、参考資料)

廃止路線

整理番号	路 線 名	起 点	終 点	延長 (m)	幅員 (m)	備 考
1114	山町 9 号線	山町大林	山町四組	360. 4	2. 8～14. 3	知立山土地区画整理事業
合計	1 路線			360. 4		

認定路線

整理番号	路 線 名	起 点	終 点	延長 (m)	幅員 (m)	備 考
1269	山町 2 0 号	山町大林	山町大林	67. 6	5. 0～9. 2	知立山土地区画整理事業
1270	山町 2 1 号	山町大林	山町大林	137. 5	6. 0～10. 4	知立山土地区画整理事業
1271	山町 2 2 号	山町大林	山町大林	64. 3	5. 0～9. 1	知立山土地区画整理事業
1272	山町 2 3 号	山町大林	山町大林	210. 7	6. 0～10. 3	知立山土地区画整理事業
1273	山町 2 4 号	山町大林	山町大林	38. 8	4. 0～8. 7	知立山土地区画整理事業
1274	山町 2 5 号	山町大林	山町四組	284. 6	8. 0～12. 2	知立山土地区画整理事業
2362	谷田町 7 0 号	谷田町宝土	谷田町宝土	171. 8	5. 0～10. 5	民間土地開発事業
合計	7 路線			725. 8		

